

懲戒処分指針

第1 処分量定の決定に当たっての基本事項

1 量定決定に当たっての基本的な考え方

「処分標準例」に掲げる量定の範囲内で、次に掲げる事項を勘案し、総合的に判断する。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 職員の職責
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の状況
- (6) 非違行為後の対応
- (7) その他処分量定の決定に当たって、特に配慮すべき事項

なお、事案の内容によっては、「処分標準例」に掲げる量定の範囲外とすることもあ

2 処分標準例

(1) 交通事故・交通法規違反関係

ア 飲酒運転（別表1に掲げるものをいう。）

(ア) 飲酒運転を行った職員は、免職とする。ただし、aに掲げる場合にあっては処分を行わず、又は軽減することが、bに掲げる場合にあっては処分を軽減することができる。

a 人命にかかわる場合その他の緊急避難の場合であって、車両を運転せざるを得ないことについて相当の理由があると考えられる場合

b 飲酒後、相当な時間が経過し、運転者において飲酒運転の認識がないことについて相当の理由があると考えられる場合（酒酔い運転でない場合であって、交通事故を起こさなかった場合に限る。）

(イ) 飲酒運転を行った者が運転する車両に、当該者の運転が飲酒運転であることを知りながら同乗した職員は、免職又は停職とする。ただし、当該運転が(ア)のaに該当し、かつ、人命にかかわる場合その他の緊急避難の場合であって、当該車両に同乗せざるを得ないことについて相当の理由があると考えられるときは処分を行わず、又は軽減することが、(ア)のbに該当する場合にあっては処分を軽減することができる。

(ウ) 飲酒運転を行った者に対し、当該者が飲酒運転を行うおそれのあることを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

イ 飲酒運転以外での交通事故

(ア) 人の死亡に係る交通事故を起こした職員は、免職、停職又は減給とする。

ただし、当該交通事故において、措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

(イ) 人の傷害に係る交通事故を起こした職員は、停職、減給又は戒告とする。

ただし、当該交通事故において、措置義務違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(ウ)物の損壊に係る交通事故を起こし、かつ当該交通事故において措置義務違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(エ)人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした職員が当該交通事故において措置義務違反をせず、かつ、当該職員に当該交通事故に係る過失がなく、又は過失の程度が低いと認められる場合は、(ア)又は(イ)に定める処分を行わず、又は軽減することができる。

ウ 交通法規違反

(ア)無免許運転又は著しい速度超過運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。ただし、無免許運転又は著しい速度超過運転において、人の傷害又は物の損壊に係る交通事故を起こし、かつ、当該交通事故において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

(イ)無免許運転又は著しい速度超過運転をした職員(当該運転において交通事故を起こしていない職員に限る。)の運転がアの(ア)の a に該当する場合は、(ア)に定める処分を行わず、又は軽減することができる。

(2) 義務違反関係

ア 秘密漏えい

職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

イ 職務に専念する義務違反

(ア)正当な理由なく勤務を欠いた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(イ)勤務時間の始め又は終わり間際に繰り返し勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

(ウ)勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

ウ 政治的行為の制限違反

(ア)政治的行為(別表2に掲げるものをいう。)を行った職員は、減給又は戒告とする。

(イ)公務員の地位を利用して選挙運動をした職員は、免職、停職又は減給とする。

エ 争議行為等の禁止違反

(ア)同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は府の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

(イ)(ア)に規定する行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職、停職又は減給とする。

オ 営利企業等の従事制限違反

許可を受けずに、営利企業等の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事した職員は、減給又は戒告とする。

カ 公務員倫理関係

(ア) 収賄

賄賂を収受した職員は、免職とする。

(イ) 利害関係者からの利益供与

a 利害関係者から、次に掲げる利益供与を受けた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(a) 金品の贈与

(b) 不動産の贈与

(c) 無償の役務の提供

b 利害関係者から、次に掲げる利益供与を受けた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(a) 金銭の貸付け

(b) 無償の物品の貸付け

(c) 無償の不動産の貸付け

(d) 未公開株式の譲受け

(e) 供応接待

(f) 利害関係者とともにもその者の負担により行う遊技、ゴルフ又は旅行

c 物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払させた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

d 利害関係者を介して a から c までに掲げる利益供与を受けた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

キ 官製談合

競売等妨害や入札談合等関与行為を行った職員は、免職又は停職とする。

ク 虚偽の報告・申請・届出

虚偽の報告、申請又は届出を行った職員は、減給又は戒告とする。

ケ 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

コ 不適切な事務処理

必要な手続を怠る等不適切な事務処理を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせ、又は府民に重大な損害を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

サ 公金の不正支出・受給等

(ア) 給与等の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して給与等を支給し、又は故意に必要な届出を怠り、若しくは虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(イ) 公金・府の所有する財産処理不適正

公金又は府の所有する財産（以下「財産」という。）の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

シ 保管管理

(ア) 紛失

公金又は財産を紛失した職員は、戒告とする。

(イ) 盗難

重大な過失により公金又は財産の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(ウ) 出火・爆発

財産について過失により出火又は爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

ス コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3) その他の非違行為関係

ア 放火

放火をした職員は、免職とする。

イ 公文書の偽造、変造、行使

公文書を偽造し、若しくは変造し、又はその文書を使用した職員は、免職又は停職とする。

ウ わいせつ行為

公然とわいせつな行為又は公共の場所若しくは乗物において卑わいな行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

エ 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益又は職務を供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職、停職又は減給とする。

オ セクシュアル・ハラスメント

(ア) 職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、わいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

(イ) 相手の意に反し、わいせつな言辞、性的な内容の電話又は手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を行った職員は、減給又は戒告とする。ただし、相手の意に反し、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した場合は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執ように繰り返したことにより相手が精神疾患に罹患したときは、免職又は停職とする。

カ 賭博

賭博をした職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、常習として賭博をした職員は、免職又は停職とする。

キ 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

ク 傷害

人を傷害した職員は、免職又は停職とする。

ケ 暴行

暴行を加えた職員が人を傷害するに至らなかったときは、免職、停職、減給又は戒告とする。

コ 窃盗・詐欺・恐喝

次に掲げる行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(ア) 他人の財物を窃取すること。

(イ) 人を欺いて財物を交付させること。

(ウ) 人を恐喝して財物を交付させること。

サ 強盗

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

シ 横領

自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職とする。

ス 器物損壊

他人の物を損壊した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

セ 麻薬・覚せい剤の所持又は使用

麻薬・覚せい剤を所持し、又は使用した職員は、免職とする。

ソ 酩酊による粗野な言動

酩酊して、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

- 3 「処分標準例」に掲げられていない非違行為
事案の内容に応じて、1に定める取扱いを参考としつつ判断する。

第2 処分の公表

- 1 対象
すべての懲戒処分
- 2 内容
- (1) 職員の懲戒処分について、次の事項を基本として個人が識別されない内容を公表する。
- ア 事案の概要
 - イ 処分量定
 - ウ 処分年月日
 - エ 所属名
(本庁 部局名、広域振興局名、広域振興局管内(又は京都市内)地域機関等)
 - オ 職位
 - カ 年齢
 - キ 性別
- (2) 社会的影響の大きい事案については、氏名も公表する。
- (3) 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことがある。
- 3 時期
処分を行った後、速やかに公表する。

別表 1 (飲酒運転)

酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。 (道路交通法第117条の2第1号に規定する状態で運転する行為)
酒気帯び運転	身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム程度以上にアルコールを保有する状態で車両(軽車両を除く。)を運転する行為をいう。 (道路交通法第117条の4第3号に規定する状態で運転する行為)

別表 2 (政治的行為)

<ol style="list-style-type: none"> 1 政党その他の政治的団体の結成に関与すること。 2 政党その他の政治的団体の役員となること。 3 政党その他の政治的団体の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること。 4 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる行為をすること(京都府の区域(地域機関に所属する職員については、当該地域機関の所管区域)外において、(1)から(3)までに掲げる行為をすることを除く。) <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。 (2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。 (3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。 (4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあっては、事務所。以下同じ。)施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
